

第 201回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第201回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和7年10月10日（金）午後1時31分～午後2時53分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時31分開会

○高橋委員長 始めさせていただきます。201回目だそうですが、本日は平出委員、作間委員、小林委員の3名が御欠席です。しかし、定足数6名は満たしておりますので、会議としては成立しております。

では、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の審議予定は、通常案件5件がございます。令和7年審議第15号、資料1、1-1、1-2、1-3、令和7年審第11号、資料2、2-1、令和7年審第12号、資料3、3-1、令和7年審第13号、資料4、4-1、令和7年審第14号、資料5、5-1、4件につきましては参考措置例を机上配付しているのと、今日追加で1枚、11号の資料を追加しております。

資料は以上になります。

○高橋委員長 確認いたしますと、本日は契約弁護士等に対してとる措置についての付議案件は5件ということになります。4時までお時間を頂いておりますが、なるべ今日中に処理しておきたいと思っております。

では、早速でございますが、最初の令和7年審議15号、資料1、1-1、1-2、1-3でございます。説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審議第15号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、続けて資料2、令和7年審第11号でございます。

説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第11号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では、次の資料3ですが、令和7年審第12号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第12号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 続けて恐縮ですが、先ほどの令和7年審第13号、資料4の件です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第13号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それではお疲れのところ、続けて審第14号、資料5でございますが、御説明お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第14号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 今日は5件でございましたが、全てこれで終了いたしました。

今後の日程について、予定について事務局からお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

次回11月の審査委員会は11月14日金曜日午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は新件3件が予定されています。

資料につきましては、準備が出来次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。事務局からは以上になります。

○高橋委員長 では、本日は以上ですが、何かこの際、今日ちょっと時間ありますので、審査委員会の運営につきまして御意見でもあれば。それはまた別途何かあれば事務局へ御連絡いただければと思います。

では、本日はどうもありがとうございました。

午後2時53分閉会